

重要事項説明書

短期入所療養介護
介護予防短期入所療養介護

医療法人社団 誠道会
各務原リハビリテーション介護医療院

介護医療院 （介護予防）短期入所療養介護 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(岐阜県指定 第21B0500018号)

利用契約後、施設から契約者（利用者）に対して介護保険施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

法人名	医療法人社団 誠道会
法人所在地	岐阜県各務原市鵜沼山崎町6丁目8番地2
電話番号	058-384-8485
代表者名	理事長 磯野 倫夫
設立年月	平成8年12月

2. ご利用施設

施設の種類	指定介護医療院
施設の目的	当施設が提供する短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護サービスは、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)と認定された方(以下、利用者という)に対し介護保健法令の趣旨にしたがって短期入所療養介護計画(介護予防短期入所療養介護計画)に基づき看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ること又は自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを目的としています。
施設の名称	各務原リハビリテーション介護医療院
施設の所在地	岐阜県各務原市鵜沼山崎町6丁目8番地2
電話番号	058-384-8399
管理者氏名	施設長 磯野 倫夫
運営方針	・施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を

	行う。 ・施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、短期入所療養介護サービスの提供に努める。 ・短期入所療養介護サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
開設年月日	令和4年4月1日
入所定員	113名
通常の送迎実施地域	各務原市 坂祝町 犬山市の一部（地域包括支援センター圏域における犬山北地区、犬山南地区）

3. 施設の概要

（1）構造等

敷地		11999.23㎡
建物	構造	鉄骨造
	延べ面積	5052.75㎡

（2）主な設備

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。ご希望の居室がある場合は、その旨お申し出下さい。（但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）また、施設の運営上、居室を変更する場合がございます。

居室・設備の種類	室数	備考・面積
個室（1人部屋）	11室	5階…7室 3階…4室（13.00㎡～32.70㎡）
4人部屋	19室	3階…7室 4階…12室（33.28㎡）
2人部屋	13室	5階…13室（16.66㎡～33.04㎡）
合計	43室	1064.86㎡
食堂談話室	3室	228.72㎡（合計）
機能訓練室	2室	165.64㎡（133㎡+32.64㎡）
浴室	1室	141.07㎡（脱衣所含む）
トイレ		各階に計38ヵ所

4. 職員の配置状況

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	業務内容
管理者	1名	管理者としての施設の業務を統括する。
医師	2名以上	利用者の医療、健康管理、保健衛生指導
介護支援専門員	2名以上	アセスメントに基づき、利用者及びご家族の希望に配慮し、介護サービス計画の原案を作成する。 利用者の処遇上の相談、市町村の連携等に関する業務に従事する。
看護職員	19名以上	利用者の看護・介護並びに日常生活上の世話等を行う。
介護職員	29名以上	利用者の介護並びに日常生活上の世話等を行う。
管理栄養士	1名以上	利用者の食事等の献立を作成する。また、調理員の技術、知識の育成・指導、利用者の栄養相談や助言及び、栄養ケアマネジメントの総括業務を行う。
理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	3名以上	利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
歯科衛生士	1名以上	利用者の口腔衛生管理指導及び口腔ケアを行う。
薬剤師	1名以上	利用者の薬剤の管理、指導を行う。
事務員	1名以上	総務、庶務、会計事務に関する業務を行う。

<主な職種の勤務体制>

医 師	日勤 8：30～17：30	
看 護 職 員	日勤 8：30～17：30	夜勤 16：30～翌9：30
介 護 職 員	早番 7：00～16：00 日勤 8：30～17：30	遅番 11：00～20：00 夜勤 16：30～翌9：30
理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	日勤 8：30～17：30	
管 理 栄 養 士	日勤 8：30～17：30	

5. 当施設が提供するサービスの概要

短期入所療養介護サービス計画の立案	・ご利用者に関わるあらゆる職種の協議によって作成します。その際、ご利用者及びご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容について同意をいただきます。
栄養ケア計画の立案	・ご利用者の栄養状態や摂食の状況に応じた個別の栄養ケア計画を作成、実施し、低栄養状態を予防します。 ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・必要により、医師の発行する食事箋に基づいて療養食を提供します。 ・ご利用者の自立支援を目的に、原則として離床して食堂にて食事を取って頂きます。
食事時間	朝食 7:30 昼食 12:00 夕食 18:00
医療・看護	医師による医学的管理のもと、24時間体制の看護を行います。病状に応じ診察治療を実施しますが、当施設で行うことのできない検査・処置・治療が必要になった場合は、他の医療機関を紹介します。
介護	日常生活の全般において、ご利用者の状況に応じて、その能力を最大限活用した介護を行います。
口腔ケア	ご利用者の身体状況及び能力に応じて、口腔ケアを行います。
入浴	・入浴または清拭を週2回以上行います。 ・ご利用者が拒否された場合や医師、看護職員が健康上適当でないと判断した場合、入浴等を中止することがあります。その場合、清拭等の代替ケアを提供し、可能な限り清潔保持に努めます。 ・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができる設備を用意しています。
排せつ	心身の状況に応じて適切な排せつ支援、介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。
リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
離床・着替え・整容等	出来る限り離床に配慮し、生活のリズムを考えて、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は週1回実施します。その他必要時に実施いたします。
相談及び援助サービス	ご利用者及びご家族からの相談についても誠意を持って応じます。

6. ご利用料金

別表に定める通り。

7. 利用料金の支払方法

利用料金は、1 か月ごとに計算し、ご利用月の翌月の 1 5 日までに契約者様にご請求しますので、請求月の 2 3 日までに以下の方法でお支払いいただきます。

- 銀行からの自動引き落とし
お手持ちの銀行口座（特に指定はございません）からの自動引き落としによってお支払いいただきます。

※なお、原則として現金によるお支払いは取り扱いいたしません。

※手続の都合で、自動引き落としができない場合は、一時的に別の支払方法を協議させていただきます。

8. サービス提供記録等の閲覧

ご利用者及びそのご家族は、サービス提供記録、事業計画等を閲覧することができます。
ご希望される場合は、施設までお申し出下さい。

9. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設はご利用者に対し必要な措置を講じるとともに、契約者や身元引受人等、入所時に指定された連絡先へ速やかに連絡します。
施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関、又は他の専門的機関での診療を依頼します。
また、必要に応じて保険者、岐阜地域福祉事務所等の関係機関へ報告、相談を致します。

10. 身体拘束等

当施設は、原則としてご利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は担当医師が判断し、身体拘束その他のご利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。その場合には、担当職員がその様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をご家族に説明し、同意を得た上で診療録に記載することとします。

11. 秘密の保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、当施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得たご利用者又はそのご家族若しくは連帯保証人に関する個人情報の利用目的を別紙の通り定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき業務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業者等との連携
- ③ ご利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ ご利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

※前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

12. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力を頂き、ご利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応いたします。

協力医療機関	各務原リハビリテーション病院 各務原市鵜沼山崎町 6-8-2
	公立学校共済組合東海中央病院 各務原市蘇原東島町 4-6-2
	中部国際医療センター 美濃加茂市健康のまち 1 丁目 1
協力歯科	大野歯科クリニック 各務原市鵜沼東町 2-5 6-9
	ムトウ歯科医院 各務原市鵜沼山崎町 3-5 6

13. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、以下の事項をお守りください。

持ち込みの制限	○ 入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。 ・貴重品、現金、電気製品、食品類 ○ 万が一、貴重品や現金、その他施設での集団生活に支障をきたすと当施設が判断した物品をお持ちの場合は、速やかにお引き取り頂きます。その場合、お引渡しまでの間、一時お預かりすることがあります。また、当施設からの再三にわたる要請にもかかわらず、お引き取りいただけない物品につきましては、当施設において処分する場合があります。
施設外での受診	○ 当施設入所中（外出・外泊時を含む）、歯科以外の病院へ受診することは原則としてできません。但し、担当医師が必要と認めた場合は紹介状をお書きしますので、ご家族等の付き添いの上、受診をお願い致します。（緊急時はこの限りではありません） また、他の病院での薬のみの処方・受け取りも出来ません。
食事	○ 食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には、利用料金に定める「食費」は減免されます。
施設・設備の使用上の注意	○ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ○ 故意にまたは注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ○ ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。 ○ 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
職員への心遣い	○ 職員への心遣いはご遠慮いただいておりますので、ご用意なされない様、お願い致します。
喫煙	○ 施設敷地内での喫煙は面会者も含め、一切できません。
無断撮影・録音の禁止	○ 当法人は、ご利用者や職員のプライバシーの保護に努めています。 ○ 当法人では、施設、事業所等における個人的な撮影等に関して取扱要領を定め、特別な許可がある場合を除き、施設内風景・人物等の写真や動画撮影・録音、並びにLINE、Facebook、InstagramなどのSNS（Social Networking Service）を使用したインターネットによる投稿、紙面への掲載を固くお断りしています。
見守りカメラ	○ 当施設では、ご利用者の体調確認や重度の認知症の方の事故防止のため一部の居室に見守りカメラを設置しております。 個人情報の保護、プライバシーに十分配慮した運用を行います。

14. 非常災害対策

防災設備：スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯設備、避難器具設備等
防災訓練：年2回実施

15. 苦情の受付について

○ 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	担 当 者 荒引 真由美 電 話 番 号 0 5 8 - 3 8 4 - 8 3 9 9 F A X 0 5 8 - 3 8 4 - 2 1 0 2
苦情解決責任者	唐沢 譲
受付時間	毎週月曜～金曜日 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0

また、苦情受付ボックスを1階事務所前に設置しています。

○ 行政機関その他苦情受付期間

各務原市役所 高齢介護課	所 在 地 各務原市那加桜町1丁目69番地 電 話 番 号 0 5 8 - 3 8 3 - 1 1 1 1 (代表)
坂祝町役場 福祉課	所 在 地 加茂郡坂祝町取組46-18 電 話 番 号 0 5 7 - 4 2 6 - 7 1 1 1
犬山市役所 福祉課	所 在 地 愛知県犬山市大字犬山字東畑36 電 話 番 号 0 5 6 - 8 6 1 - 1 8 0 0
国民健康保険団体連合会 介護・障害課 苦情相談係	所 在 地 岐阜市下奈良2-2-1 電 話 番 号 0 5 8 - 2 7 5 - 9 8 2 6 F A X 0 5 8 - 2 7 5 - 7 6 3 5

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名

続柄：